

保護者 各位

令和2年5月12日

糸満市教育委員会
教育長 安谷屋幸勇
(公印省略)

臨時休校の解除について(お知らせ)

保護者のみなさまにおかれましては、本市の感染症防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在市立小中学校では新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、臨時休校を実施しておりますが、下記のとおり臨時休校を解除し児童生徒の受け入れを再開します。

ただし、国及び県においては、引き続き感染拡大防止の取組がなされていることを踏まえ、段階的に学校教育が再開できるよう、当面の期間は「3密」の解消がむずかしい学校においては「分散登校」を行うこととします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止については引き続きご家庭でも、ご協力いただき、検温チェック等の児童生徒の健康管理を実施した上で登校させていただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校再開日 ○ 令和2年5月21日(木)

2 始業式、入学式について

○始業式 5月21日(木) ○入学式 5月22日(金)
(日程や内容については各学校よりお知らせします。)

3 分散登校について

・分散登校を実施する学校 (実施方法等は各学校よりお知らせします。)

- ・兼城地区 (兼城中、兼城小)
- ・糸満地区 (糸満中、糸満小、糸満南小)
- ・高嶺地区 (高嶺中)
- ・三和地区 (三和中)
- ・西崎地区 (西崎中、西崎小、光洋小)
- ・潮平地区 (潮平中、潮平小)

・平常登校を実施する学校

- ・高嶺地区 (高嶺小)
- ・三和地区 (真壁小、米須小、喜屋武小)

4 分散登校の実施期間について

- 分散登校実施期間は当面、6月1日(月)までとします。ただし、国や県内の感染拡大防止の取組及び方針や地域の感染状況により延長する場合があります。

5 給食の提供開始について

- 給食の提供開始日は、各学校よりお知らせします。

6 市内在住者に新たな感染者が発生した場合

- 糸満市内在住者に新たな感染者が発生した場合は、県及び市関係部局と感染者の情報収集を行い、臨時休校の有無・規模・期間について「糸満市新型コロナウイルス感染症対策会議」「糸満市教育委員会会議」で判断しお知らせします。

7 学校での感染予防対策について

- 集団感染のリスクを高める条件(密閉、密集、密接)が重ならないような活動や学習を行います。(机の間隔を可能なかぎり確保、ソーシャルディスタンスを推奨等)
- うがい、手洗い、咳エチケット等を奨励しマスクの着用を徹底します。
- 教室などでの換気に配慮し、定期的な換気に努めます。
- 部活動は引き続き一切の活動を中止とします。

8 家庭での感染予防対策の継続について

- 登校前と就寝前に、検温と健康状態チェックを実施してください。
- 微熱や普段とは違う様子があれば、登校は控えてください。(欠席扱いとはしません)
- 家族に上記のような様子が見られたときも登校はお控えください。

〈この件の問合わせ先〉 糸満市教育委員会学校教育課 電話 098-840-8165